

アジア地域における備蓄制度の整備促進のための調査¹

計量分析ユニット グループマネージャー 森田裕二
総合エネルギー動向分析室 室長 小山 堅

日中韓および ASEAN 諸国においては経済成長が見込まれており、石油需要も旺盛な増加が予測されている。この地域は原油の需給格差が大きいと、原油あるいは石油製品の多くを海外からの輸入に頼らざるを得ない。昨今の中東情勢、イラクの情勢など緊張が高まる中、原油代は高値傾向が続いており、需給は不安定な状況である。輸入に依存する ASEAN+3 諸国にとり、石油セキュリティを確保することは緊急の課題であり、域内の石油備蓄の整備・拡充がきわめて重要である。以下は、ASEAN+3 地域における石油備蓄制度の推進のため、石油備蓄の先進事例である欧米等の石油備蓄制度を調査したものである。

1. EU

IEA が純輸入量の 90 日分の備蓄義務を規定しているのに対し、EU の備蓄義務は国内消費の 90 日分である。なお、2002 年 9 月 11 日に欧州委員会 (EC) が採択した指令では、備蓄義務は国内消費の 120 日分まで増加した。この水準は、2007 年 1 月 1 日までに達成されなくてはならない。ただ、原油生産国については、最大 25% 相当の量が備蓄義務量から控除される。また公的備蓄機関を設立することが義務付けられ、40 日以上を保持することが求められている。

< 備蓄油種 >

以下の 3 カテゴリーについて、それぞれ 90 日分の備蓄を維持しなくてはならない。

ガソリンタイプの自動車燃料油・航空燃料油
軽油、灯油、および灯油タイプのジェット燃料油
重油

< 原油代替 >

原油や半製品は、カテゴリー 1 とカテゴリー 2 の義務量合計の 10%、そしてカテゴリー 3 の 50% を超えてはならない。原油や半製品については、前歴年に精製業者から得られた製品の各カテゴリーの得率、または総精製量と利用された原油の総量の比率に応じて製品換算される。

< 国内消費の定義 >

航行中の船舶用燃料は、国内消費量に含まれない。航空燃料は含まれる。

< 国外での備蓄保有 >

政府間の合意があれば、他の加盟国の領土内に備蓄を保有することもできる。

¹ 本報告は平成 15 年度に経済産業省から受託した事業で、その報告書のエグゼクティブサマリーである。経済産業省の許可を得て公表するものである。

< 報告義務 >

加盟国は、毎月末までに委員会に備蓄量をまとめたものを提出する義務がある。暦年の初めには、新たな備蓄義務量を計算し、遅くとも7月31日にはその量の備蓄を達成する義務がある。

< 緊急時対応 >

EU加盟国への原油供給に困難が生じた場合、委員会は加盟国による協議を召集する。協議が終わるまで、加盟国は備蓄義務量の90日以下への取り崩しを行ってはならない。加盟国は需要抑制策を講じ消費を減らすか、その代わりに自国の義務量を超える部分の備蓄を取り崩すことができる。委員会は、最大2ヶ月間、通常の消費量の10%まで石油製品の消費を減らすことを目標に設定することができる。

< 備蓄量の推移 >

2001年の備蓄日数は、域内消費の84日分であった。

2. フランス

フランスでは、公認石油業者(主要石油会社および国内精製会社)は前歴年出荷量の27%分(ECによる定義の98日分相当、IEAによる定義の90日分相当)の備蓄義務を負う。備蓄義務量のうち、44%または19%のいずれかを自らの責任で備蓄し、残りの56%ないしは81%をCPSSP(戦略石油備蓄専門委員会)に対し費用を支払い代行してもらう。また、非公認石油業者については、製品を市場に出荷する際にCPSSPに費用を支払うことで、備蓄を100%代行してもらう。また、CPSSPは実際の業務をSAGESS(安全備蓄管理会社)に委託している。

< 備蓄油種 >

備蓄が義務付けられているのは、以下の4カテゴリーについてである。

- カテゴリー1: ガソリン(航空用ガソリンも含む)
- カテゴリー2: 軽油、暖房用燃料、灯油(ジェット燃料を除く)
- カテゴリー3: ジェット燃料
- カテゴリー4: 重油

< 原油代替 >

1トンの原油は、全製品について0.8に相当する。国全体として、原油で保持できるのは、以下の割合までである。

- カテゴリー1~3: 44%
- カテゴリー4: 50%

< 出荷量の定義 >

国内消費用と航空機用の出荷量が、備蓄義務計算のベースとなる。国産原油を使った製品については、義務量の15%を上限とし、備蓄義務が控除される。

< 備蓄場所 >

国内を 22 地域に区分し、各地域の製品需要に応じた量を、130 地点において備蓄している。 < 地域別保有義務 >

SAGESS が管理し、CPSSP が保有する備蓄については、22 地域それぞれについて、カテゴリー 1 の 10 日分、カテゴリー 2 の 15 日分を維持しなくてはならない。

< 外国での備蓄保有 >

民間企業の備蓄の 10%までは他の EU 諸国内に保有することができる。また、現在、フランスはベルギー、ドイツ、ルクセンブルグ、オランダ、英国と相互在庫協定を締結している。

< 委託料金 >

公認石油業者については CPSSP が直接徴収し、非公認事業者については税関が徴収する。危機時には、SAGESS は炭化水素省の命令によって、市場価格にて備蓄を販売することができる。 < 免税措置 >

CPSSP への支払いは、免税されている。また、CPSSP から SAGESS や石油業者への備蓄再委託費用についても、免税されている。

< 緊急時対応 >

国際的危機については、IEA または EU による決定を受け、CPSSP の指示やエネルギー大臣の命令によって、民間備蓄 - SAGESS 保有備蓄の順で備蓄が放出される。

< 備蓄量の推移 >

2003 年 1 月 1 日現在のフランスの備蓄義務量は、1 億 7,600 万トンである。CPSSP による備蓄は、61.4%の 1 億 900 万トンであり、そのうち 7,800 万トンは SAGESS が行っており、3,100 万トンは石油業者が委託されている。石油業者による備蓄は、備蓄総量の 38.6%を占めている。

3. ドイツ

現在ドイツでは、公益法人の石油備蓄協会 (EBV) のみが備蓄義務を負っている。EBV の備蓄義務は前暦年の石油製品供給量の 90 日分である。なお、全ての石油製品精製業者・輸入業者は強制的に EBV の会員とならなくてはならず、精製量/輸入量に応じた分担金を支払う。

< 備蓄油種 >

- 自動車用ガソリン、航空用ガソリン、ガソリンベースのジェット燃料
- 軽油、灯油、石油ベースのジェット燃料
- 重油

< 原油代替 >

EBV が原油と石油製品のどちらで保有するかを選ぶことができるが、原油は以下の割合以下にとどめなくてはならない。EBV は、原油と石油製品を 50 : 50 の比率で保有しており、

90%を自社で所有、残りの10%は企業に委託している。

- カテゴリー1（ガソリン）：60%以下
- カテゴリー2（中間留分）：60%以下
- カテゴリー3（重油）：100%原油としての保有が可能

<国内消費量の定義>

国内消費量に含まれるのは、以下の項目である。

- 自国の軍隊への供給（国内の製油所や貯蔵庫から配送されるもの）
- 国産原油から生産される該当石油製品分

<備蓄場所>

義務備蓄分については、基本的に領土内の岩盤タンクに貯蔵されなくてはならない。また、ドイツ連邦を地理的に分けた5地域それぞれにおいて、前年の消費量平均の15日の製品備蓄を保有しなくてはならない。

<外国での備蓄保有>

EU加盟国で二国間協定を結んでいる国であれば、自国の義務備蓄を保有することができる。<委託料金（EBVの会費）>

EBVの運転資金はEBVの会費によって賄われており、製品の 카테고리ごとに会費が設定されている。

<電力会社の備蓄義務>

発電所も通常の電力供給を30日間行えるだけの備蓄を保有する義務を課せられている。

<EBVの石油売買>

EBVは、義務量の105%を超える分については、販売することができる。ただし、市場を混乱させないようにしなくてはならない。

<配分>

備蓄放出の際の配分は、会員会社の備蓄コスト負担のシェアに鑑みて決めるべきとされている。

<備蓄量>

2003年第2四半期における備蓄量は2.6億バレル、98日分（国内需要による日数）。

4. スペイン

スペインは、基本的政策としてEU規制に従っており、石油製品の消費の90日分、LPGと天然ガスについては、販売または消費の、それぞれ30日分と35日分を備蓄することが義務付けられている。戦略備蓄協会（CORES）が戦略備蓄として備蓄義務の3分の1（30日分）を保有、3分の2は石油販売業者（または大規模消費者）によって独自に達成されている。

<備蓄油種>

以下の3カテゴリーそれぞれについて石油製品の消費または販売の90日分の備蓄義務がある。

- ガソリン
- 灯油・軽油
- 重油

加えて、LPG（30日分）と天然ガス（35日分）についても備蓄義務がある。

<原油代替>

EU規定のとおり、ガソリン・軽油が40%、重油は50%まで代替可能である。原料、原油、中間製品も含めることができ、その得率によって、各カテゴリーに計上できる。

<外国での備蓄保有>

CORESの保有する戦略備蓄は全て国内に貯蔵している。フランスとイタリアとの間に、政府間協定を結んでおり、企業の保有する備蓄の一部が貯蔵されている。

<CORESの運営>

全ての石油製品の卸売業者は、強制的にCORESの会員にならなくてはならない。CORESの会員となることで、石油製品の卸売り業者としての認可となる。CORESの運用コストは、会員会社からの支払いによって賄われている。

<備蓄の放出>

供給危機に際しては、工業・エネルギー大臣が緊急放出プランを作成し、必要な規準や計画を通達する。備蓄の放出は、CORESの戦略備蓄から行う。企業備蓄の取り崩しの手順はまだ規定されていない。

<価格>

戦略備蓄は、協会員に対して市場価格で提供され、最終消費者に供給される。

<備蓄量>

2003年第2四半期における備蓄量は1.2億バレル、79日分（国内需要による日数）。

5. オランダ

オランダは、EC指令（国内消費の90日分、120日分へ増加予定）とIEP協定（輸入の90日分）に基づく量を備蓄義務量としている。備蓄義務は、石油精製業者、輸入業者、COVA（Central Organization for Stockpiling of Oil Products）に課せられている。石油精製業者は、前歴年の国内石油販売量の50日分を、貿易業者は3種の製品について前歴年の販売量の16日分を備蓄しなくてはならない。COVAは、国家備蓄義務からこれら2者による備蓄を引いた残りを備蓄する。<備蓄油種>

EC指令に準じており、航空燃料は含むが、船舶用燃料は含まない。

- カテゴリー1：ガソリン
- カテゴリー2：中間留分
- カテゴリー3：重油

<原油代替>

石油製品と原油の比率については、特に制限を設定していない。

< 備蓄場所 >

民間部門（精製業者と貿易業者）では、通常製油所または商業用貯蔵タンクに保管されている。オランダ国内に陸上備蓄基地が分布しており、原油については、ドイツの岩塩ドームに備蓄されている。

< 委託料金 >

COVA の支出は、ガソリンやその他の石油製品に課せられた税金によってコストが賄われる。石油製品の税率は、発生した費用と一致するように設計されている。

< 相互備蓄保有協定 >

公式の相互備蓄保有協定がベルギー、ドイツ、ルクセンブルクの間、非公式の相互協定が英国、アイルランド、デンマーク、フランス、イタリアとの間に存在する。

< 緊急時の放出 >

IEP 発動や国際的情勢に応じ、経済大臣が放出の時期および量を決定し、COVA 備蓄が優先して取り崩される。COVA が備蓄義務量を超えて保持している分については、準危機的状況などに市場への放出が可能。

< 備蓄量 >

2003 年第 2 四半期における備蓄量は 1.1 億バレル、115 日分（国内需要による日数）。

6. スイス

備蓄義務は、スイス国内に石油製品を輸入する全ての石油輸入業者に課せられている。義務量は、政府の策定する 5 ヶ年計画により決定され、現在は前年の製品輸入量の 50%、すなわち 180 日分である。各企業ごとの義務量は、政府の計画を輸入割当量で按分することで決定される。なお、これ以外に戦時用として 1 ヶ月分程度の予備的な備蓄があるが、安全保障上秘密とされている。

< 備蓄油種 >

対象油種は、ガソリン（有鉛・無鉛）、軽油、暖房油、ジェット燃料油の計 5 種。重油は一定量まで軽油の代替とすることができるが、原油・原料油による代替は認められない。

< 原油代替 >

原油または他の製品による代替は認められていない。

< 備蓄場所 >

備蓄の大半は、石油輸入業者のタンクもしくはその共同施設に保有されているが、一部は連邦政府のタンクに貯蔵されている。連邦政府のタンクについては、Carbura（液体燃料輸入中央協会）が自らの資金で直接管理している。

< コスト >

備蓄コストは、一義的には各企業が負担することになっているが、各企業から Carbura に納付する課徴金を財源に、備蓄タンクの建設費用や備蓄管理・金融費用について償還される。課徴金は、小売価格に上乘せされる。課徴金水準は、経済省の承認を得て毎年決定

される。

<組織形態>

全輸入業者は Carbura の会員となることが義務付けられている。備蓄は各石油輸入業者が実施するが、Carbura がその管理監督を行っている。Carbura は、課徴金を徴収して基金を運営し、備蓄保有にかかったコストを各企業に償還する。

<財政>

Carbura は、全輸入業者から課徴金を徴収し、基金に預けられる（課徴金は、小売価格に上乘せされる）。基金をもとに、備蓄タンクの建設費用、備蓄管理、金融費用は各企業に償還される。

<緊急時対応>

備蓄の取り崩しは、石油の深刻な物理的不足の場合にのみ行うことができる。国家経済供給局が「緊急時査定特別専門委員会」を召集し、委員会が状況に応じて政府への提案を行う。備蓄放出の管理は、Carbura が行う。

<価格>

備蓄放出の際、価格監視も行い、必要な場合には上限価格または上限マージンが設定される。

<備蓄量>

2003年第2四半期における備蓄量は3,700万バレル、144日分（国内需要による日数）。

7. ポルトガル

ポルトガルには国家備蓄はなく、精製業者と輸入業者に対し、製品毎に90日～120日分の備蓄が義務付けられている。なお、精製業者は半官半民の Petrogal 社1社、輸入業者は現在15社。

<備蓄油種、義務量>

- ジェット燃料：過去12ヶ月の輸入実績または国内精製にて調達した量の4分の1相当量（約90日分）
- ガソリン、軽油、燃料油、灯油：同3分の1相当量（約120日分）
- 発電量輸入燃料油：過去12ヶ月の輸入実績の4分の1相当量（約90日分）

<原油代替>

石油製品と原油のいずれでも備蓄を行える。

<備蓄場所>

備蓄義務は、経済省エネルギー局に登録したタンクで行わなければならない。

<緊急時の組織>

危機時には経済大臣の管轄下で、エネルギー局長が議長を務める OEE (Organizacao para Emergencia Energetica) が政府が承認した危機管理方策の提案、履行、および調整に責任を有する。エネルギー緊急計画委員会 (CPEE: Comissao de Planeamento Energetico de

Emergencia) が議論や決定を行い、エネルギー局 (DGE: Direcção Geral de Energia) がその実務を行う。

< 緊急時対応 >

政府は、供給危機の際には、需要抑制策が主な政策と考えている。配給も究極の方策として準備されている。

< 備蓄量 >

2003年第2四半期における備蓄量は2,500万バレル、72日分(国内需要による日数)。

8. チェコ

1999年の「緊急石油備蓄法」に基づき2005年11月30日までにIEAとEUの備蓄義務を満たすべく準備を進めている。即ち、EUの国内消費の90日分とIEAの純輸入量の90日分である。企業に法律で規定された備蓄義務はない。

< 備蓄油種 >

EU規定に従う。つまり、以下の3種類である。

- ガソリンタイプの自動車燃料油・航空燃料油
- 軽油、灯油、および灯油タイプのジェット燃料油
- 重油

< 原油代替 >

60%まで原油代替が可能としている。

< 備蓄場所 >

原油備蓄基地が1ヶ所存在し、新しい備蓄施設(原油:12万5千 m^3 、石油製品:4万 m^3)が、2003年末に稼働を開始した。

< 外国での備蓄保有 >

17%までを外国で保有することができる。

< 組織 >

ASMR (Administration of the State Material Reserves) が備蓄の実施主体となっている。

< 緊急時対応 >

危機の宣言と終結宣言についてはASMR提案し、政府が決定、宣言を行う。また、消費制限と緊急備蓄の取り崩し量についても、ASMRが政府に提案を行い、事前に政府が定めた量まで国家備蓄の放出を行う。

< 備蓄量 >

2003年第2四半期における備蓄量は1,400万バレル、69日分(国内需要による日数)。

9. ハンガリー

ハンガリーは、1993年の備蓄法(輸入原油および石油製品の安全保障備蓄に関する法)によって、IEAによる純輸入量の90日分の備蓄を維持することを定めた。備蓄義務は全て

の石油輸入業者に課せられているが、実際の備蓄業務は「原油と石油製品備蓄協会(Koolaj es Koolajtermek Keszletezo Szovetseg: KKKSZ)」が行い、石油輸入業者は備蓄協会に納付金を支払う。

< 備蓄油種 >

KKKSZは、原油、ガソリン、ガスオイルを保有する。KKKSZは原油のみを購入し、MOL(国が22.7%の株を保有する石油会社)の製油所によって製品を精製する。全体の備蓄の3分の1が原油であり、残りが製品である。

< 備蓄場所 >

備蓄は国内の貯蔵タンクに貯蔵されることとされている。

< 財政 >

協会の備蓄コストについては、輸入数量に応じた輸入業者の納付金によっている。この納付金は、最終消費者に転嫁されている。

< 緊急時対応 >

経済省が決定し、KKKSZに備蓄の放出を命令する。実務はKKKSZが行う。需要抑制についても、経済大臣に広範にわたる権限が与えられており、最終的に大規模消費者への割り当てや配給制などが実施される。

< 備蓄量 >

2003年第2四半期における備蓄量は1,800万バレル、130日分(国内需要による日数)。

10. トルコ

トルコでは、半官半民(国が資本の65%保有)のトルコ石油精製会社(Turkish Petroleum Refineries Corporation, TUPRS)が、国内の6精製所のうち4ヶ所を所有している。政府の方針はIEAの備蓄義務や緊急時対応方針を守ることであり、すべての製油所は30日分、すべての販売会社は10日分の備蓄が義務付けられている。

< 実施機関の組織形態 >

備蓄は、各精製所・輸入会社・販売会社が行う。

< 緊急時組織 >

政府に危機の際の製品備蓄の取り崩しの権限が与えられている。また、政府には配給制を含む需要抑制の権限が与えられている。

< 緊急時対応 >

まずは、TUPRSの自主的な備蓄放出が行われ、実績と官庁によって作成されている優先順位に基づいて配分される。自主的な放出で足りない場合、国家安全保障法と国家保護法に基づいた需要抑制政策が実施される。

< 価格 >

製品放出は、市場価格にて行われる。緊急時においては、国家保護法によって、政府が石油製品価格を決めることができる。

< 備蓄量 >

2003年第2四半期における備蓄量は5,500万バレル、77日分（国内需要による日数）。

11. アメリカ

アメリカは、戦略備蓄としては国家備蓄のみであり、2004年3月現在の量は6億5,000万バレルと世界一である。1975年にエネルギー政策および保存法（Energy Policy and Conservation Act、EPCA）が制定され、戦略石油備蓄（The Strategic Petroleum Reserve：SPR）の保有が決定された。SPRは、2004年3月現在、輸入量の53日分であるが、民間在庫を含めると約150日分の備蓄を保有している。

< 備蓄油種 >

SPRとしては、原油を保持している。メキシコ湾テキサス州、ルイジアナ州の4ヶ所の岩塩ドームに貯蔵されている。また、米国北東部の民間施設で200万バレルの暖房油を備蓄している。

< 財政 >

SPRの資金は、一般財源から支出されている。ただし、SPR予算は、他の多くの予算と異なり、使用されるまで年度を越えて有効である。

< 緊急時対応組織と権限 >

大統領令によって、エネルギー省（DOE：Department of Energy）がNESO（国家緊急分担組織）としての機能を担う。DOEは連邦政府緊急時管理統制局（FEMA：Federal Emergency Management Agency）による連邦政府緊急時対応プログラムのエネルギー部門を所管する。安全保障及び緊急時運用に関係する各省庁は、緊急時対応に関する（州間連絡を含む）国内調整の役割をDOEに供与する。

< SPRの利用 >

米国内における石油供給を増加し、米国企業の任意の供給を促進する目的のためにSPRを利用する権限は、大統領に与えられている。

< SPRの放出 >

放出の際には大統領の決定から13日間で市場に到達する。出荷能力は最大430万B/Dで90日間にわたり放出することができる。

戦略備蓄（SPR）の取り崩しレベルは、

全量放出、

一部の放出、

テスト放出と、3段階が設定されている。

と については、大統領が決定し、 については、エネルギー庁長官が決定する。

< 価格 >

販売価格は、備蓄石油入手時の競争販売価格において、またはその時に競争販売が実施されていない場合は、直近の競争販売において購入したSPR石油の平均価格となる。

< 民間備蓄への対応 >

米国は、民間企業に対して緊急時備蓄を要求していないが、政府は輸入業者や石油精製会社が前年において輸入又は精製した総量の3%迄を獲得し、産業石油備蓄（IPR：Industrial Petroleum Reserve）を創設する任意の権限を有する。この権限は今まで行使されたことがなく、また政府はこの権限を利用する計画も現在のところ持っていない。

< 備蓄量 >

2004年3月現在の国家備蓄は、6億5,000万バレル（53日分、過去最大は1985年の118日分）であるが、民間備蓄も合わせると、150日分となる。

12. カナダ

カナダは、原油と石油製品の両方で純輸出国であり、IEAによる輸入量の90日分の備蓄義務を保有する必要がない。このため、備蓄義務を規定する備蓄制度は存在しない。ただし、製油所の操業備蓄が2003年現在国内消費の約70日分存在する。

< 緊急時の組織と権限 >

石油の緊急事態に対応する権限は、カナダ連邦政府のエネルギー供給割り当て委員会（ESAB）に与えられている。需要抑制プログラムの作成、緊急事態の原油および製品割り当てやガソリン配給などの権限も、ESABに与えられている。

< 対応 >

IEAの緊急事態宣言に際しては、厳しい需要抑制が課される。また、エネルギー供給緊急時法（ESE法）の権限の下に義務的割当プログラムを通じて、公正な国内配分が行なわれる。

< 備蓄量 >

現在、カナダの製油所では通油量50日分相当の石油在庫が保有されている。うち10日分が原油在庫、40日分が製品在庫である。

IEAのOil Market Reportによれば、2003年第2四半期における備蓄量は1.6億バレル、72日分（国内需要による日数）。

13. 韓国

韓国には国家備蓄制度と石油会社への備蓄義務が存在している。国家備蓄制度は、1979年、第2次オイルショックを契機に設立されたKNOC（Korea National Oil Corporation、旧名PEDCO）が担当しており、1980年から3段階による国家備蓄体制構築への取り組みが開始した。なお、韓国では、石油製品およびLPGも国家備蓄の対象となっている

第1および第2フェーズは完了しており、原油備蓄3基地の総貯蔵能力は8350万バレル、製品備蓄4基地は760万バレル、LPGは1基地の440万バレルである。

2007年末に予定される第3フェーズの完了により、国家備蓄能力は、原油が4基地の1億2750万バレル、製品は5基地の1410万バレル、LPGは1基地の440万バレルとなり、国

家備蓄の総石油貯蔵能力は合計で1億4600万バレルに達する。

韓国の民間備蓄は、1991年の石油事業法の改正により導入されており、1992年に開始された。民間における備蓄義務の対象者は石油輸入・販売業者であり、備蓄日数は12ヶ月平均で40日分（消費ベース）の保有をクリアする必要がある。また、LPGに対しても、同様に30日分の保有義務がある。

石油備蓄政策も含め、エネルギー政策を担当する機関は通商産業エネルギー省（MOCIE：Ministry of Commerce, Industry and Energy）である。

石油市場における環境変化、戦争や自然災害などの要因による影響が大きく懸念される場合、石油事業法第4章は政府による石油需給調整などの措置の内容を規定している。

韓国の2003年末石油在庫は、原油1392万トン、石油製品706万トンの合計2098万トンである。

韓国は2001年にIEA加盟を申請し、加盟条件である輸入量90日分の備蓄量をクリアした後、2002年3月28日に正式加盟が承認された。韓国はアジアでは日本に次ぐ2番目の、全体では26番目のIEA加盟国となった。

14. 中国

現時点では、中国には国家備蓄はなく、石油会社にも備蓄義務はない。このため、中国の石油在庫は、国営石油会社等が自らの操業のために保有する運転在庫のみとなっている。

しかし、1999年以降の国際原油市場での原油価格高騰や、中東情勢の緊張に加えて、中国の石油輸入急増によって、石油備蓄体制整備の重要性が強く認識されるようになった。

「第10次5ヵ年計画(2001～05年)」の策定に当たっては、「石油などの戦略備蓄体制の整備を早期に確立する」との政策・方針が打ち出され、国家備蓄施設の建設、民間企業備蓄の確保に向けた法律制度整備等に向けた検討・準備が始まった。

現在、中国の備蓄体制整備に関しては、様々な計画・プロジェクトに関する報道や発表が行われている。例えば、2004年3月3日付けの中国「経済日報」は、中国における国家石油備蓄基地の場所として、浙江省鎮海、浙江省舟山岱山、遼寧省大連、山東省黄島が確定した、との報道があった。しかし、現時点では、具体的な備蓄計画については、中国政府自身は正式な発表・コメントを行っていない。

備蓄政策は、国務院の国家発展改革委員会における能源局の国家石油備蓄弁公室が担当することとなっている。

15. タイ

タイでは1978年の燃料法の制定以降、民間備蓄義務が課せられている。民間備蓄の対象となるのは年間10万トン以上の石油を取り扱う精製、輸入、販売業者である。

現時点では国家備蓄制度は存在せず、石油会社に課せられた備蓄義務（精製・販売量の5%または18日分）のみである。

現時点での備蓄義務は国内消費の約36日相当であり、これに通常時の石油会社の運転在庫（10-15日分）を加えると、国内消費の40-50日分に相当する。

2001年9月11日の同時多発テロ発生直後、タイ政府は石油会社への備蓄義務を引き上げるとともに（3%から5%に）国家備蓄制度創設のための検討を加速させた。

備蓄政策に関しては、2002年の10月に新設されたエネルギー省の下、Energy Policy and Planning Office（EPP0）が中心になって検討を進めている。

石油備蓄に関連して、最近、タイではマレー半島を横断する原油パイプラインを建設し、その両端に石油備蓄ターミナルや出荷設備を建設、マラッカ海峡を迂回するルートを作り出すとともに石油トレーディングのハブ創設を目指す「Strategic Land Bridge」構想が検討されている。

16. フィリピン

現在、フィリピンには国家備蓄制度はない。民間備蓄に関しては、1997年2月の石油産業規制緩和法では、石油業者に対する原油40日分、石油製品30日分の備蓄義務が課せられていた。しかし石油市場の自由化進展の中、備蓄のための設備投資が参入障壁になっているとの認識から、1998年2月に備蓄義務廃止を盛り込んだ新規制緩和法が成立した。

しかし、中東情勢の緊張等を受け、2002年10月の大統領行政命令134号に基づき、石油会社に最低限の在庫保有義務が課せられた。その後、エネルギー省はこの最低限の備蓄保有日数を30-40日分と定めた。

フィリピンのエネルギー政策は、石油備蓄問題も含み、エネルギー省（Department of Energy：DOE）が担当している。